

前橋市総合福祉会館 グリストラップ清掃及び汚泥収集運搬業務仕様書

1 目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、委託者が委託する廃棄物を適正に処理するため実施するものである。

2 業務場所

前橋市日吉町二丁目 17 番地 10

前橋市総合福祉会館

3 委託内容

(1) 一般的事項

ア 本業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

イ 受託者は、あらかじめ委託者が指定する日時、場所において別紙グリストラップ 3 か所の清掃及び汚泥を収集し、委託者の指定する処分場所まで運搬するものとする。

(2) 業務内容

グリストラップの清掃、廃棄物の収集及び運搬並びに法に規定する書面の送付及び報告

4 廃棄物

廃棄物は、法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する産業廃棄物であって、次に掲げるもの及び数量とする。

- ・種類 汚泥
- ・予定数量 600kg

5 収集日

7 月、11 月及び 3 月中（委託者と日程を調節すること）

6 収集場所

前橋市総合福祉会館 1 階厨房及び屋外 2 か所（計 3 槽）

別紙のとおり

7 運搬方法

法の規定による。

8 書面の送付

受託者は、法第 12 条の 3 第 3 項前段に規定する管理票交付者に送付しなければならない

ないとする管理票の写し（通称B2票）を、運搬を終了した日から10日以内に、委託者に送付しなければならない。

9 報告

受託者は、業務が完了したときは、速やかに、委託者の指定する様式による業務完了報告書を提出しなければならない。

10 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、協議して定めるものとする。
- (2) 本業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項に当たる場合は、この限りでない。